

(参考)

降積雪期の農作物等の被害防止に向けた技術指導について

(「農業技術の基本指針 (令和3年改定)」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/attach/pdf/r3sisin-1.pdf) から抜粋)

水稻

【雪害対策】

雪害が生じるおそれがある地域にあつては、育苗用施設（特にパイプハウス）の積雪による破損や倒壊を防ぐため、以下の点に留意する。

- ① 積雪前に施設のパイプを撤去する（アーチパイプのみの解体・撤去によっても、被害の軽減が期待できる）。
- ② パイプの撤去が不可能な場合は、事前に被覆資材を除去することにより、破損や倒壊を防ぐ。また、積雪深がパイプハウスの肩部を超えないよう除雪等を適宜実施する。
- ③ 平年であれば降雪量の少ない地域においても、比較的短期間に多量の降雪が見込まれる場合は、必要に応じて被覆資材を切断除去することで積雪による破損や倒壊を防ぐ。
- ④ 被害が発生しても円滑に苗を確保できるよう、地域内の他の育苗施設の所在地や供給量等を事前に確認する。

また、地域の育苗施設のみでは苗の確保に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等からの供給を求めることができるように、あらかじめ地域間で苗の融通について協力体制づくりを進める。

さらに、融雪が遅れると見込まれる地域においては、融雪促進剤を活用するなど、気象動向に即した適期移植が図られるよう準備を進め、必要に応じて移植時期を調整する。その際、移植日や苗の老化、安全成熟晩限期（平均気温が12℃未満となり登熟停止すると仮定される時期）に留意する。

麦類

【低温・雪害対策】

麦類を単収向上等の観点から早播きする場合、暖冬年には、春先の茎立ちが早まり幼穂が凍霜害を起こしやすいので、生育の状況に応じて踏圧を実施し、節間伸長を抑制する。また、積雪地帯では、適期は種による越冬前の生育確保、根雪前の薬剤散布による雪腐病防除、春先の融雪促進剤の使用による雪腐病の抑制・軽減、融雪後の追肥による生育促進等の対策を実施する。